

宇治市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇治市広告掲載要項第4条第2項に規定する広告の範囲について定めるものとする。

(広告掲載の考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に信用度及び信頼度が高く、かつ、他者に不利益を与えないものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (5) 興信所、探偵事務所
- (6) 占い、運勢判断に関する業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (8) ギャンブルに関する業種や事業者
- (9) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を行う事業者（特定商取引に関する法律第

30条に規定する通信販売協会に加入している事業者、及び、会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものと除く。ただし、通信販売に関する広告を掲載する場合には同法第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。)

- (13) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続き中で、再生・更生計画について認可決定されていない事業者
- (16) 過去5カ年に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止を受けた事業者
- (17) 納付すべき市税を滞納している事業者
- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (19) その他、広告媒体に掲載することが妥当でないと市長が認める事業者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法第4条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (2) たばこ製品に関するもの
- (3) 著作権、肖像権の侵害にあたるもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすと考えられるもの
- (6) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 社会的に不適切なもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- (10) 投機、射幸心を著しくあおるもの
- (11) 虚偽の内容を表示するもの
- (12) 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- (13) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (14) 責任の所在が不明確なもの

- (15) 広告の内容が明確でないもの
- (16) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- (17) 法律で禁止されている商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (18) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (19) 意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (20) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品若しくはサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (21) その他、広告媒体に掲載することが妥当でないと市長が認めるもの